

## 三原市立大和中学校 不祥事防止委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要項は、三原市立大和中学校校務運営規程第2章第15条の規定に基づき、不祥事防止委員会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、学校組織として、教職員の教育公務員としての自覚と規範意識を高め、不祥事を許さず、教育に全力を注ぐ学校風土・文化を確立することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 学校経営戦略会議の組織を活用し、委員長は校長を、副委員長は教頭をもって充てる。

3 委員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事をもって構成する。

(業務内容)

第4条 委員会は、不祥事に係る次の業務を遂行する。

- (1) 不祥事防止に係る年間研修計画の作成
- (2) 研修プログラムの企画・実施
- (3) 生徒の状況把握のためのアンケートの企画・実施
- (4) 教職員相互による不祥事防止チェック
- (5) 不祥事防止運動などの実施
- (6) PTA との意見交換

2 委員会は、毎月1回開催するものとする。

(委員長)

第5条 委員長は、会務を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要の都度委員長が召集し、その議長となる。

(その他教職員の出席)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、その他の教職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教頭において処理する。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。